

墓地使用規定

宗教法人 極楽寺

関西聖地霊園

大阪府指令環衛 第1673号

〒598-0022 大阪府泉佐野市土丸1503

TEL072-459-7711 FAX072-459-7600

(宗) 極楽寺 関西聖地霊園 墓地使用規定

第1条 使用の目的

当霊園は焼骨、遺髪、遺品等の埋蔵ならびに収蔵、および石碑、形象類の建立以外の目的に使用することはできない。

第2条 使用の資格

当霊園は宗旨、宗派に関係なく使用することができる。

第3条 使用权

1. 使用权とは、当霊園の墓地ならびに諸設備を使用できることである。
2. 永代使用料と管理料の納入が完了した時点で永代使用承認証を発行し、管理料の支払いが滞らない限り、永代における墓地の使用を承認する。

第4条 使用权の継承

1. 使用权の継承はいつでも受け付けるが、原則として3親等までとする。
2. 使用者が死亡、その他の事情により名義変更の必要が生じた場合は、その旨を書面で届け出、所定の手続きをとること。

第5条 永代使用承認証の再交付および訂正

永代使用承認証を紛失、汚損または現住所等記載事項に変更があった場合は速やかに所定の手続きをとること。

第6条 使用权の放棄

1. 永代使用承認後使用权を放棄する場合は、先に交付した永代使用承認書を添え、その旨を書面で届け出ること。なお、焼骨、遺髪、遺品等のある場合は使用者の責任で6ヶ月以内に移転し、跡地を原状に復し返還すること。
2. 前項の場合、使用权は当霊園に帰属し、既納の永代使用料と管理料は返還しない。なお6ヶ月を経過しても移転が行われない場合は、焼骨、遺髪、遺品等は合同墓（サルヴァン）に、墓石の竿石部分は五輪塚に移転し、跡地を原状に復す。またその費用を請求することがある。

第7条 埋葬および改葬

1. いかなる理由であれ、当霊園に遺体を埋葬することは認めない。
2. 焼骨、遺品等当霊園が認めたもの以外の埋蔵はできない。
3. 埋葬および改葬の際は、当該市町村長の発行した埋葬許可書、改葬許可書、火葬証明書等を当霊園の永代使用承認書に添え提出すること。

第8条 永代使用承認の取消

次の場合は、永代使用承認を取消すことがある。

1. 承認を受けた目的以外に使用したとき。
2. 管理料を3年以上納入しないとき。
3. 使用者である法人が解散し、継続する者がいないとき。
4. 他の使用者の信仰に圧力を加えたり、はなはだしく近隣の迷惑となるような行為をしたとき。
5. 使用者が当霊園の承諾を得ずに先祖の祭祀を主宰する者以外の第三者に譲渡、または転貸したとき。
6. その他、法令または当霊園の規定に違反したとき。

第9条 墓石等の建立

1. 墓石等の建立は霊園内の尊厳維持を図るため、当霊園指定業者以外は行うことができない。
2. 永代使用承認証発行後、原則として巻石については6ヶ月以内に、建立すること。
3. 墓石等の建立については、墓石の規模、植栽、その他設備等管理上必要な制限を行うことがある。なお施工においては、「関西聖地霊園墓石施工規定」に従うこと。

第10条 永代使用料

永代使用料の額は当霊園が別に定める。

第11条 管理料

1. 霊園の補修、清掃(聖地内を除く)等の維持管理を行うため、別に定めた管理料を徴収する。
2. 万一使用を取消す場合、既納の管理料は返還しない。

第12条 霊園内禁止行為

1. 霊園を損傷または汚損すること。
2. 鳥獣、魚類を捕獲、または殺傷すること。
3. 植物を採取、または損傷すること。

4. 前各項のほか、当霊園が禁止する行為。

第13条 霊園内への入場

1. 原則として、当霊園が別に定めた開園時間外の入場は禁止する。
2. 開園時間内であっても、当霊園が必要と認めた場合は園内への入場を制限することがある。
3. 第12条で定めた行為、及び他の入園者の迷惑になる行為を行う恐れのある者については、園内への入場を禁止することがある。

第14条 補修

使用者は使用区画内の工作物、または植樹等の転倒その他により危険が生じた場合は、速やかに補修その他必要な措置を取らなければならない。なお、やむをえず使用区画内の補修を当霊園が行った場合は、その補修に要した費用を使用者に請求することができる。

第15条 無縁墓地

第6条2項および第8条2.3項の場合は、焼骨、遺髪、遺品等は合同墓（サルヴァン）に、墓石の竿石部分は五輪塚に移転する。

第16条 天災等による事故の責任

1. 天災等不可抗力による墓石等の損害については、当霊園はその責任を負わないものとする。
2. 動物(カラス・ネズミ・モグラ)等による墓石等の汚損または損害についても、当霊園はその責任を負わないものとする。

第17条 墓地使用規定の改定

「墓地埋葬等に関する法律」等現行法規が改正された場合、その他必要の生じた場合は、本規定を改定することがある。

第18条 規定に定めない事項

前各条に定めない事項については、法律の定めるところによるほか、その都度当霊園が取決めることとする。

以上

年 月 日

区 列 番 聖地

※ 新規申込時

当霊園使用にあたり、上記管理規定を遵守することを誓います。

住所

氏名

印

※ 名義変更・継承時

_____より継承した後も上記管理規定を遵守します。

住所

氏名

印